

予防・健康づくりの大規模実証に関する有識者会議の
議事の運営について

予防・健康づくりの大規模実証に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。有識者会議の議事の運営については、以下に定めるところによるものとする。

1. 有識者会議は原則、非公開とする。
2. 有識者会議における事務局の資料及び委員から提出された資料は、原則として公表とする。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合、率直な意見の交換が損なわれるおそれがある場合、その他必要と認められる場合については、座長の判断により非公表とすることができる。
3. 議事要旨については、速やかに作成し、出席者に確認の上、公開する。
4. 有識者会議とりまとめ時に公表可能な報告書・資料を作成する。
5. 有識者会議の庶務は、厚生労働省および経済産業省の協力を得て、有限責任監査法人トーマツ及び株式会社日本総合研究所において処理する。
6. 上記のほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、有識者会議で定める。